

(別紙2)

## 余裕工期設定工事に関する特記仕様書

本工事は、工事請負契約書及び東温市発注工事共通特記仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

### 第1条 (対象工事)

本工事は、工期に余裕期間を設定する工事（余裕工期設定工事）の対象工事である。

### 第2条 (工期の設定)

工事請負契約の成立の日の翌日から工期末日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準又は積上げ工事工期）に60日間を加えた期間を見込んでいる。

### 第3条 (工事開始日の期限及び工事着手日)

- 1 受注者は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日以内の任意の日を工事開始日と定め、契約締結までに工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、特別の事情がない限り、前項の規定により発注者に通知した工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

### 第4条 (前払金の請求)

本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

### 第5条 (工事開始日前の現場管理等)

- 1 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- 2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

### 第6条 (技術者の配置)

契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技術者を配置することを要しない。

### 第7条 (経費の負担)

余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

余裕工期設定工事について (イメージ)

